

<法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き [新様式] 2017年8月 (2017.7.18～2017.8.21)

法令情報

1-1. **高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令** <政令第198号> (2017.7.20公布、2018.4.1施行)

-2. **冷凍保安規則の一部を改正する省令** <経済産業省令第56号> (2017.7.25公布、同日施行)

業務用冷凍設備に使用する冷媒のうち温暖化係数が1であるCO2冷媒について事務手続き等の規制緩和が行われ、届出基準等がフルオロカーボンと同様になりました。CO2冷媒を使用する冷凍能力が1日20t以上50t未満の冷凍設備は許可制から届出制に、20t未満の設備は届出不要に、5t未満の設備は法の適用除外となりました。その他、高圧ガス保安法に係る事務手続き等の権限の一部が各知事から政令指定都市の長へ移譲されます。

上記の冷凍設備等を設置する事業者に適用されます。

<参考>経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2017/07/20170714001/20170714001.html>

2-1. **労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令**

<政令第218号> (以下2件共2017.8.3公布、2018.7.1施行)

-2. **労働安全衛生規則の一部を改正する省令** <厚生労働省令第89号>

労働法に基づき健康障害の防止の必要性等から指定された化学物質については、譲渡時の情報の提供や容器に名称や取扱い上の注意の表示をする等の義務があります。今回アスファルト、ポルトランドセメントやホウ酸等10物質が追加され、非晶質シリカが除外されました。

該当物質を保管・取扱う事業者に適用されます。

<参考>厚労省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173873.html>

3-1. **海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の**

一部を改正する政令の一部を改正する政令 <政令第225号> (2017.8.18公布、同日施行)

-2. **海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する**

省令の一部を改正する省令 <国土交通省令第45号> (2017.7.19公布、同日施行)

船舶バラスト水規制管理条約の発効に伴う海洋汚染防止法関連の改正です。現存船へのバラスト水処理設備の設置期限の設定(2019.9.8以降の最初の船の定期検査日)及び同処理設備の設置までの暫定処置である海洋でのバラスト水交換義務の除外対象の船舶等が設定されました。

該当船舶を保有する事業者に適用されます。

<参考>国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000080.html

一般情報

1. **2015年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について**

(2017.8.7 環境省)

環境省は47都道府県及び111の政令で定める都市を対象とした土対法の施行状況の調査結果を公表しました。2015年度の調査結果数は754件(前年度比▲72)で新たに汚染除去の措置が必要な要措置区域に指定された数は72件(同▲12)、形質変更時届出区域の指定は407件(同▲41)と前年と比べ減少しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104403.html>

2. フロン排出抑制法に基づく2016年度のフロン類の再生量等及び

破壊量等の集計結果を公表します (2017. 7. 21環境省)

環境省及び経産省は第1種フロン類再生業者が行ったフロン類再生量等及びフロン類破壊業者が行ったフロン類の破壊量等の2016年度集計結果を公表しました。2016. 4. 1の改正法施行に伴い、2015年度から公表を始めたフロン類の2016年度の再生量は1248t(前年度比+29%)と大幅に増えました。破壊量は4784t(同▲0.7%)と微減でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104318.html>

3. 2016年度環境省補助事業「業務用ビル等における省CO2促進事業」における

ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の導入事例のご紹介 (2017. 7. 20環境省)

ZEBは室内環境の質を維持しつつ、50%以上の省エネをおこない、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用などにより、ネット値(正味)でゼロ・エネルギーを目指すビルです。環境省は2016年度補助事業を利用してZEB化をおこなった3件の事例を紹介しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103957.html>

4. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)施行について (2017. 8. 18環境省)

2017. 8. 20にカルタヘナ法に係る名古屋議定書のABS(Access and Benefit-Sharing)指針が施行されました。本指針は国外の種子などの遺伝資源を遺伝的研究・開発等で利用する際は提供国の法令に従い利用し、利用から得た利益は両国の合意条件で分配することや環境大臣への報告等について定めています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104457.html>

5. 東京スカイツリー(R)で大気中二酸化炭素(CO2)などの

温室効果ガス観測をはじめました (2017. 7. 27国立環境研究所)

国立環境研究所等が東京スカイツリー(地上高250m地点)で大気中の温室効果ガス(CO2、メタン等)の濃度観測を開始しました。加えてCO2中の放射性炭素同位体比や酸素濃度の高精度測定をおこなうことができ、CO2の排出源(植物の呼吸起因または化石燃料燃焼起因)の特定や使用燃料種(天然ガスまたは石油)の推定が可能になると期待されています。

<参考>国立環境研究所ホームページ <http://www.nies.go.jp/whatsnew/20170727/20170727.html>

公募情報

1. 2017年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(CO2削減ポテンシャル診断推進事業のうち

低炭素機器導入事業)に係る2次公募について (2017. 7. 31環境省)

CO2排出量が年間50t以上3000t未満かつCO2排出削減ポテンシャル診断を受診した工場・事業所等を対象にした、同診断結果を元に20%以上(中小は10%以上)のCO2削減量を達成するために導入する低炭素機器費用の一部を支援する事業の2次公募です。2017. 9. 11まで募集しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104364.html>

2. 2017年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(業務用施設等における

省CO2促進事業)の3次公募について (2017. 8. 21環境省)

本補助は低炭素化が難しい既存テナントビルに、省CO2化に必要な設備等を導入する事業並びに中小規模の業務用ビル等を対象にしたZEBの実現のための省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器を導入する事業に対するものです。2017. 9. 15まで募集しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104437.html>

3. 2017年度土壤汚染対策セミナーの開催について (2017. 8. 21環境省)

環境省は土壤汚染の現状と行政の取組みや専門家によるリスク管理、法で求められる調査・措置の概要の説明及び関係者間のリスクコミュニケーション手法を紹介するセミナーを全国4カ所で開催します。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104447.html>

以 上